

平成18年9月13日（水）

○議長（上田順康君）順番23、33番 森安君。

〔33番（森安欣吾君）登壇〕

○33番（森安欣吾君）通告に従い、一般質問を行います。

1番目は地方自治法の一部改正（平成19年4月施行）について質問をする。

地方自治の基本とも言える地方自治法の今回の法改正は、平成7年に地方分権推進法が定められ、平成10年に地方分権推進計画が策定され、その結果、平成12年4月には地方分権一括法が制定され、その後、数次にわたって改正されました。今回の改正は第28次地方制度調査会の答申（平成17年12月9日）を踏まえて行われたもので、来年4月1日から施行されます。

改正の柱は、①地方の自主性・自律性の拡大を図るための措置、②議会制度の見直し、③中核市制度の見直し、である。そのために所要の措置を講ずるとして、地方自治法の一部を改正する法律の概要が発表されました。

1点目の質問は、本市が実施する①地方の自主性・自律性の拡大を図るための措置として、（1）収入役を廃止し、副市町村長に一元化（2）識見を有する者から選任する監査委員の数について、条例で増加できることとする。（3）クレジットカードによる使用料等の納付、有価証券の信託、行政財産である建物の一部賃貸等を可能とする。（4）地方6団体への情報の提供。（5）「吏員」と「その他の職員」の区分及び「事務吏員」と「技術吏員」の区分を廃止し、一律に「職員」とする。との5項目である。

議会制度の見直しとして、（1）議長への臨時会の招集請求権の付与（2）専決処分の要件の明確化（3）委員会制度（4）専門的知

見の活用となっている。

施行期日は平成19年4月1日、ただし、監査・中核市は公布日、財務・地方6団体への情報提供・議会は公布後1年以内において政令で定める日であります。

この改正に向けて、当局はどう取り組んでいるのか、その現況をお聞かせ願いたい。

2点目の質問は、地方分権が進む中で、副市町村長については設置の有無、または設置する場合の定数を条例で自由に定められるという。この趣旨は今日の首長・長の事務量が増大してきており、地方制度調査会の答申の中では、トップマネジメント体制、いわば経営トップと同じような感覚でトップマネジメント体制を構築していく必要があるというようなことで、今回の法改正が行われたと言われておりますが、具体的にはトップマネジメント体制というようなこの体制は、どのようなことを、どのような体制をイメージされておるのか。

仮にこのようになりますと、この法案ではそういうようになっておりますけれども、意思決定命令が、例えば混乱するというようなことがないのか。また、組織だとか財政の面で肥大化するというおそれがないのかなどを含めて、市長を支えるトップマネジメント体制の見直しをどう図る考えか、市長の所見をお尋ねをする。

2番目は、人口が減少している本市の活性化について質問をする。

1点目の質問は、人口減少によるその影響予測についてであります。平成17年の国勢調査によれば、我が国は人口減少局面に入り、今後、かなりの道府県において人口減少にますます拍車がかかる見込み。人口減少は地方

に対し、都市部との経済力格差の一層の拡大、地域社会の活力や集落機能の低下、耕作放棄地の増加や森林の荒廃による自然災害の発生危険度の増大など、大きな影響を与えると予測されるところと、人口減少自治体の活性化に関する研究会が報告されているところであります。

我が橋本市も人口が減少しており、将来予測でもかなりの減少が見込まれているが、その影響についてどう予想されているのかをお聞きする。

2点目の質問は、国・地方とも厳しい財政状況のもと、自治体財政がこれまでと同じような水準で、地方交付税や国庫補助金などに依拠することは困難であることから、生活重視、人材誘致重視といった新しい発想に立った自治体経営が求められております。また、人口減少自治体の活性化に関する研究会が、今後の地方の活性化のためには、人材誘致、移住政策の必要性と意義について強調しております。

そこで、本市の自治体経営においても、財政を支えてきた諸制度が変化するであろうし、そんな中、どう人材誘致をし、移住政策を立てていくのかをお伺いをする。

3番目は、合併後半年が経過したが、合併後の事務事業の改革と改正の進捗状況についてであります。

1点目の質問は、合併の目的を達成するために、事務事業の見直しを合併後新市で検討するものと、実施時期を明確にしている事務事業に分かれていると思うが、それぞれの進捗状況をお示し願いたい。

2点目の質問は、事務事業の内容を市民に公開して、さらに無駄を省くため、意見を寄せてもらうことについてどう考えるのか。そのことについてお伺いをする。

以上であります。

○議長（上田順康君）33番 森安君の一般質問に対する答弁を求めます。

市長。

〔市長（木下善之君）登壇〕

○市長（木下善之君）森安議員のご質問にお答えをいたします。

私も、ただ今お話がございました、平成17年12月9日の地方制度調査会会長から小泉純一郎内閣総理大臣にあてての答申、いろいろと見させてもいただきました。

さて、第28次地方制度調査会の答申を踏まえ、地方公共団体の自主性・自律性の拡大などを図るための措置など、地方自治法の一部を改正する法律が、本年6月7日に公布され、来年4月1日に施行されるところであります。収入役制度の廃止など、監査の充実、財務に関する制度の見直し、吏員の廃止など、今後の地方公共団体の行政運営に大きな影響がある改正内容となっております。

議員おただしの、この改正に向けての取り組みについてですが、改正内容が多岐にわたっていることから、現在、各所管部署において、本市においてどのような対応をすべきであるのかについて調査・検討を行っているところであります。

次に、トップマネジメント体制の見直しについてですが、地方分権が進められる中、現在の地方公共団体の組織運営面でのマネジメント機能の強化を図るため、地方自治法が改正されたのでありますが、本市においては、現在、収入役は置いておりませんが、今後、この法改正の趣旨に基づき、適切な対応をしてまいりたいと考えます。

いずれにしても、地方公共団体を取り巻く環境が急速に進展する中で、自治や自治制度に対する私たちの識見が、改めて問われる時代を迎えると言って過言でないと思います。

以上、簡潔に答弁をさせていただきました。

あと、残余の件につきましては、担当参与より答弁をいたします。

○議長（上田順康君）理事。

〔理事（塚本 基君）登壇〕

○理事（塚本 基君）合併後の改革と改正の進行状況のご質問ですが、新市移行推進本部で取りまとめを行った中で、最終、新市において検討するという調整内容で決めたものが81件ありました。この81件のうち、既に調整が完了して事業実施中やシステムが稼働しているものや、委員会などを設置したものが41件あります。それから、現時点で入札が済んで、計画策定に着手しているものや、その時期が来れば実施できるように準備を整えているものが24件あります。残り16件は未調整または検討中というものでございます。未調整または検討中の中には、来年度以降でしか手をつけられないものとか、所属課では調整はしたが、政策上予算化に至っていないものがあります。これらについても、特に調整困難とは考えていませんので、鋭意進めていきたいと考えています。

2点目の、市民に公開して市民から意見を寄せてもらうということのご質問でございますが、市全体の施策、事務事業について、本年度と来年度の2カ年の予定で、現在、行政評価制度の構築にかかっていく準備を進めております。議員、既にご存じのことと思っておりますが、この行政評価制度とは、前年度に実施した事業について評価を行い、その結果を予算編成への活用、組織経営、目標管理、定員の最適配置、職員の意識改革、コスト改善等の行政マネジメントの展開につなげていくことを想定しております。

制度が確立した時点においては、当然市民との協働という観点からも、公開をした上で、市民の皆さまの意見を受けられる形にしたいと考えております。

以上でございます。

○議長（上田順康君）企画部長。

〔企画部長（吉田長司君）登壇〕

○企画部長（吉田長司君）次に、人口減少問題についてですが、人口減少社会に移行する中、本市においても少子化や都心への回帰現象などにより、人口が減少しています。また、新市まちづくり計画においても、平成27年の将来予測人口を6万7,900人として、今の人口に比べ、約2,000人減少する見通しを立てております。

本市への影響としては、生産年齢人口の減少による地方交付税や市税などの減収が考えられます。また、高齢化率が上がることによる、介護・医療機関関係経費の増加や地域活力の低下など、さまざまな影響が懸念されるところです。

こうしたことから、だれもが住み続けたいような魅力ある地域を形成し、定住する人を増やし、地域の活力を維持する方策を確立することが市政の重要課題です。

具体的には、本市の次代を担う若者が地元で就職し、定着できるよう、企業誘致には引き続き取り組んでまいります。加えて、地元商工業への支援や地場産業への振興発展など、産業基盤全体の強化を図ってまいりたいと考えています。

また、現在販売している大規模開発地の販売については、開発事業者と連携しながら、販売促進のための支援策について協議を進めているところです。

さらに、職場と住居が近接する職住近接のまちづくりも進めなければならないと考えます。

地域の労働資源、特にこれまで労働市場に参加することが難しかった子育て期の女性や、定年後の高齢者の力を生かすことが不可欠であり、こうした人材がコミュニティビジネス

などの新たな就職機会を得ることのできる環境づくりが重要であると考えています。

ご理解のほど、よろしく願いいたします。

○議長（上田順康君）この際、33番 森安君の再質問を保留して、2時35分まで休憩いたします。

（午後2時22分 休憩）

（午後2時36分 再開）

○議長（上田順康君）休憩前に引き続き、会議を開きます。

日程に従い、一般質問を行います。

33番 森安君、再質問ありますか。

33番 森安君。

○33番（森安欣吾君）それでは、質問の順番に従いまして、再質問を行わせていただきます。

地方自治法の一部改正ということで、当局では明年の4月の施行に向けて、本市に該当する部分の事項について検討して、今取り組んでいるところだと言われておりますが、あと半年もたたないうちに施行するわけですが、文言の中だけは簡単なんですけれども、先ほど市長の答弁の中にありました、非常に重たい、これからの流れの中での改正であります。私たちが合併したのも、いわゆるこの分権法なるものが以前に行われて、そして今日の合併を迎えたということ、これは改めて認識をして、その中での最終的に合併もだんだんと進んで、そして次は具体的にどうするんだということが、今回の地方自治法の改正と私は受けとめております。

そういう中で、検討しているということなんでしょうけど、上部団体も、県のほうにしても、これ、どういうふうに見られているのか、順番でおりてきて勉強してするようなことと違って、もう合併が終わったんですから、用意ドンで早く着手して、いわゆる自分

ところは自分とこでやんなさいよということの、国の宣言やと思いますわ。というのは、先ほども何回も何回も出ておりましたけれども、幹部の方も大変でしょうけど、何ぞ言うたら、お金ないんや。お金ない。お金ないからこそ、今回の改正が行われるんです。そこを見きわめんと、えらいことになろうかと思えます。

いわゆる、私たちが先ほどお聞きして、財政課長も言われましたけど、私たちがいただいている、いただいているんじゃない、当然請求してもらえる地方交付税、これは国税5税を根拠にした根拠税なんです。いわゆる所得税、法人税、酒税、消費税、たばこ税、これをもって、これを財源として地方交付税が渡される。今、そういう税制になっておるわけですよ。足らんようになってきたから今やろうというのは、消費税を上げていこうというのはこういうことです。こういう時代の中で、お金はある程度つくって渡すけど、これから各地域のおのおの事情が違うので、ちゃんとそれをやってほしいと。

これはかなり下準備をした、勉強した自治体と、上から流れてくる時代はだんだん終わって、それが最終的に言われておるのが今のこれ、この法律の流れの大きな中で、最終的には、これは道州制に行き着いておるんです。この中では道州制に行き着く。これはこの中で、先ほど市長が言われましたけど、私もここに持っておるんですが、地方制度調査会が小泉総理大臣にあてた、この制度調査会の答申には、最終的には道州制に触れて、ここにちゃんと行きますよと、全部うたって、メニューができ上がるとるんです。その中の合併であり、今肅々と進んで、次はこのことをやんなさいよと言われておるわけです。

ですから、私がここで言いますのは、これをもうちょっと、当局は市長のほうがあれば、もう徹底的に早いこと勉強して、どう

いうふうにやったらええんかな、私のとこの橋本市に合った、別に隣の堺市が着る服を、うちら着られません。何ぼ着ても人口が2,000人これから減るとさっき言われておったように、6万7,000人の今の規模であれば、それだけの既製服はつくってくれますけど、ちゃんともういっぺん寸法直しをして、私たちのまち、この体力に限られた服をつくり直さなあかんのです。それ、どうしたらいいかなということ、今から、勉強しておいてほしいと思います。これは市長のほうから特段のあれを、ちゃんとしたあれをやってほしいと思います。

1番、あわせて、これはもう言うてみても、検討している、勉強しているですから、これ、1番はもうしゃあないですね、何ぼ言うてもね。勉強してくださいよと、激励で。だから、市長のほうの本気で勉強するように、専門の職員、用意ドンですからこれ、しゃあないですわ。

次に、トップマネジメントのことについてちょっと聞きたいんですが、その前に、今議会は大変な議会だなあと私は思います。私も約19年の半ば、議員にさせていただいて勤めさせていただいておりますが、こう壇上に運ばさせていただいてますが、きょうは、先ほど中西峰雄議員の答弁に、市長が、平成20年頃にひょっとしたら再建団体に入る可能性がありますよと明言されました。もう一人、理事のほうから妙中議員に対して、平成22年に再建団体に入るかわかりません。これはあくまで本会議です。本会議の壇上で、再建団体に入るかわからないということを首長に言わしめたということは、これは非常事態宣言と私は受けとめました。これは、市民も職員の方も真剣に受けとめて、市長が何となしに答弁したのと違って、これは非常事態宣言だというふうには私は受けとめました。あくまでも本会議場での市長の答弁であります。

ですから、その中で、先ほど一緒になりました高野口の同僚議員に聞いたんですが、いつ頃高野口は再建団体に入って、それを脱されたんかということ、約30年ぐらい前。この議場には、その経験された方がほとんどおらないと思うんです。この議場には実際おらない。で、今本市がこういう、仮にそうなった場合に、昔の30年前と違って、またバブルを迎えたようなときと違って、伸び盛りと違って、今再建団体に入ったら、実際どうなるんだということ、大変だ、大変だ、だけど、それ、実際どうなるんだということ、お互いに具体的に何もわかってないんです。ですから、オオカミが来ますよ、オオカミが来ますよとほえておるんですけど、どのぐらいのオオカミが来て、何人被害が出て、どんななるんやと。災害のシミュレーションはされてますけど、再建団体のシミュレーション、やってみたことありますか。大変なことやと思いますよ。中途半端なあれではないと思うんです。この点はやっぱりわきまえて、それに入らないためにどうするのか。入ったらこうなるんですよということを、ちゃんとオオカミの実態を、市民にも、特に職員にはしりしめしていただきたい。

今ほど、財政難になったので、いわゆる企業のトップマネジメントと同じ能力を求められておるわけです。長の権限というのは大きいというのは、だれでもわかっていると思うんです。生まれてから亡くなるまで、その市長を支持しようとしまいと、そこへ住んだ人は、支持した人はもちろんですが、生まれてから届け出をして亡くなるまで、そこの長に届け出をするわけです。

テレビでたまにのりますが、災害時の長の権限は絶大であります。自分の個人財産といえども入れないんです、そこへ。災害が起きると。議会が決めたことでも、長がいった

ん判断して、これはやめましたと言われたら
そうなるんです。それだけ長の権限というの
は、包括代表権を持った、直接選挙で選ば
れた、そこら辺の企業のトップマネジメントと
いいですけども、そんな中途半端なものやな
いと思うんです。その権限の上に、今なお財
政難のときだから、国も地方もこの副市長制
を設けて、この難局を乗り切っていただき
たいということ、国が指導しているんやない
ですか。それでお金送ってくれるいうんか、
あとついてきたらいいけど、お金送るいうこ
とひとつもない。そこで頑張れよ。

かつて、私、おじいさんや親父に聞いたん
ですが、「糧秣は送らんけど玉砕を待つ」と、
そんなことになったらえらいことです。なる
わけにいかんのです。ですから、今のトップ
マネジメントというのは、その上に、絶大な
権限の上に、いわゆる財政運営を、大変な財
政難のときに財政難を乗り切る、別の能力も
求めたトップマネジメントの構築ということ
を言われておるんですが、このことについて、
市長にもう一度、先ほど、しつこいんですけ
ど、自治に対する考え方が求められていると、
非常な決意で取り組まれると思います。た
だ、副市長制度だけと違って、トップマネジ
メントということで、市長並びに副市長、そ
してそれを取り巻く人、あと、どういうふう
に構築をされるのかと、裏付けを。それをち
よっとお伺いしておきたいと思います。重ね
てよろしくお願ひします。

○議長（上田順康君）市長。

〔市長（木下善之君）登壇〕

○市長（木下善之君）森安議員の再質問にお
答えをいたしたいと思ひます。

本当に、地方制度調査会の発表によりまし
ての重さというものを、ひしひしと受けとめ
ておるところでございます。本当に、国も地
方もこうした形の厳しい状況の中で、一大改

革、改革をしながら、やはり目的に向かって
邁進していただきたいということのようで
ございますが、まず基本的には、やはり私は、
これは議会と執行者と両輪で、同時に回転を
いくような形、その姿づくり、これはもう絶
対条件でございますし、そうした中にありま
して、職員の、常々申し上げておる、やはり
平生のすべて、持つておる能力を最大限に生
かさせていただくということの意識改革、こ
れはもう絶対的なことであります。何度も申
上げておりますように。

そして、トップマネジメントの問題であり
ますが、これは私、具体的にはまだ、十分ま
だ少し時間があるということは決してない
と思うんでございますけども、少なくとも2月
議会には、すべてを明らかにした中で、議会
へ出してまいりたいなと考えておるわけ
でございますけども、当然、助役というのは、こ
れは自動的に4月1日から副市長ということ
でありますけど、これは定数、それじゃ1人
でええんか、2人でええんか、3人でええん
かということになってまいりますけれども、
やはり少のうても、人口15万人ぐらいの伸び
盛りの市になりますと、副市長というのは、
常識的に判断して2人ぐらいは必要だろう
と思ひますけども、財政はちょっと横へ置い
ておいて、本当に管理監督をできる体制とい
うもの、それは橋本市としては1人でいかな
ものかなという、まだ決定は見えてません
けれども、そういう考え方あります。

したがって、収入役については廃止の方向
と。廃止を完全にしていくということで、し
かしながら、それでいいんかということにな
ってまいりますから、その管理ですね。これ
はやはり、職員の中でのそうした会計管理者
制度というんですか、場合によっては、そう
いうような形を組み込んで、やはりきちっと
した、出納の面での責任体制を明確にしなけ

ればならないなという考え方もあるわけですが、やたらと職員を増やしたらええわというものでもまいらんかもわかりませんし、そういう面も少し考えておるところもございます。

また、監査委員制度の問題も、これは外部監査だとかいろいろ、それはやっぱり拡充していったらいかがなものかなということもあるかもわかりませんが、私としては現行で、ひとつこうやっていくべきではなかろうかな、体制がいかながものかなという考えをもっておるわけでございます。万が一不測の場合は、職員の、やはり必要な人はそこへ充実していく必要もあるかもわかりませんが、全体としてそうした機構につきましても、本当に取り組みやすい、どんどんと活動できるような組織体制の組織の検討、これもしていかなければならないのではないかなと思っておるわけでございます。

ほかに議会とか農業委員会とか、所管のことはたくさんございますけども、それはまた、そちらの分野でありますので、私からあえて申し上げることは省略したいと思いますけれども、要は、やはり3日にわたっての一般質問で、本当に厳しい状況を、いかに中枢がしっかりしておって、そして、ああ、ああ、というようなことのないよう、再三再四会議も重ね、積みながら、方向をしっかりと、財政基盤も徐々に強化しながら、しっかりと踏まえてまいりたいと思うわけでございます。

以上でございます。

○議長（上田順康君）33番 森安君。

○33番（森安欣吾君）そうしましたら、次に、人口が減少している本市の活性化につきまして、再質問させていただきます。

将来の人口予測6万7,900人と予測していると、これから何年か先。和歌山県自体でも、これは国の人口研究所のほう、発表してま

けども、2015年では93.5%が、平成12年を100とした場合、いわゆる2000年を100とした場合に、今度は2030年では82.1%、和歌山県全体。その中で橋本市がそんなによくはなくて、旧橋本で、その前の統計ですから、30年では82.0%、高野口ですと76.8%というふうに減少しているわけなんですけど、この中で、影響もいろいろとこれから、受け売りではなくして、橋本市の固有の地域ですから、よその地域で、いわゆるだれかに見てもらって、どこかの本に載っておると違って、和歌山県の中でも橋本は橋本です。その中でも橋本市、今ありました新市橋本市でも、中山間地域が多うございます。こういうところはやはり、これから人口が急激に減少されるであろうということが、学者の研究でも言われております。

本市でもいろいろあるんでしょうが、行政がいかにサポートしても、個々の人の生活の内側までなかなか入り込めないと。こういう状況の中で、中山間地域の人口減少が今言われております。というのは、子どもさんから始まって、将来人口減少で孫さんの時代になったらどうなる。そこで本当に暮らしておられるのか、おられないのかということ、いろいろ検証されて、これは減るのではないかとされているような地域を橋本市は多く抱えております。

こういう中で、独自のプロジェクトを職員の中でいっぺんつくられて、それも研究されたら、次から次に仕事せえということじゃなくして、余暇でもいいんじゃないですか。それでいっぺんやっていただいて、そういう職員の人をいっぺんつくっていただきたいと、そう思います。

一つは、私、これも行政からいただいた書物だと思いますけれども、地方自治実践のための情報案内誌ということでは

ますが、その中にこういう文章が載っておりますので、非常にこれは感激した文章ですので、簡単にご紹介をさせていただきます。

都市再生戦略チームメンバー、プロデューサーの残間里江子さんが言われております。

「私はプロデューサーですから、その立場からお話をします。まちづくりには、まず最終的な理想の型が描けることが重要です。理想の型を描きながら、それを逆算して現実の歩みにつなげて、それならば次にはどの方向に、どういう歩みを一歩進めるべきか、それがプロデュースということなのです。そこに住んでいる人の思いはさまざまです。その思いとは欲望と同義語です。人の欲望をきちんと整理できて、その欲望が簡単になえられるのか、時間があれば、あるいはお金があればかなえられるのか、何があってもかなえられないのか、そこを見きわめる目が必要になってきます。地域に住んでいる人の欲望をかなえるという視点から、地方都市のまちづくりに目を向けると、市長や知事に限らず、だれから始めてもよいのです。そのまちを何とかしたい、いい方向に導きたいと強く思っている人が中心にならない限り、他の住民はついていきません。ITという一部領域ではバブルの兆しが見えるとはいえ、一般の人はまだまだバブル後の踊り場に立っている今、今まちにあるものを、自分たちなりにきちんと見直して、要るものなのか、要らないものなのか、今は要らないけれどもしまっておくべきものなのか、言いかえるならば、何が我が町の宝なのかを見定め、等身大のまちというものを冷静に考える時代です。私は、熱き思いがありきがまちづくりの根本だと思います。往々にして、地方では反対意見の人を遠ざける傾向がありますが、意見が違うからと否定しないで、反対派の人の意見をきちんと取り上げて、同じ目標に向かう、熱のある人材に育て

ていくことが大切です」と、この残間さんは国のほうで活躍をされております。

私が言いますのは、こういう意見を、お話を聞きますと、どのようなまちづくりをするのか、市民が知ってるんかと。そして、ましてや、その目標になるまちづくりを職員が知っておるんかと。職員の人が、大部分の人が、1人や2人あるでしょうけど、ほとんど全部が最終的には同じ目標に向かう、熱き思いのある人材に育てることが大切なのではないのでしょうか、というふうにこの残間さんは語っているように思います。

ですから、まず市民に知らしめる前に、職員の人に、こういうまちづくりをしますよと、一人ひとりが自分はどのポジションにおいて、何の働きをしてるんやということが明確にわからんと、おもしろないと思います。それが新しいまちづくりということで、残間さんは提案されていると思いますので、こういう思いでみんな仲良く、反対の人もあるでしょうけども、いわゆる巻き込んでいくことが大切だというふうに彼女は言っております。いいことばっかしなんでしょうけど、これを手本にせえへんかったら、ほかに手本にするようなあんまりいいことがないと思います。

そういうことで、そして、この2番目では、人口減少が、減ると思いますが、いろんな目標をつくって、将来こういう減少傾向があって、そういう影響が出ていることは、よそのまねと違って、橋本市がコンサルなんか頼まんと、いっぺん職員で、ここがつぶれたらどこで月給もらうんですか。だれが退職金払ってくれるんですか。そう思うたら、ここの自分の勤めてる企業、いわゆる自治体を、みんなが大事にせんとあかんわけでしょう。30年ローン組んどる人は、30年間払うていかなあかんのに、この自治体がつぶれたら払えんわけでしょう。大事な職場ですから、市民に

とっても大切ですけど、職員にとっても大切な職場と違いますか。そういう意味で、真剣にやっぱり取り組んでいく必要があるんじゃないかと。だから、予測も人に言われたもの、手づくりの予測を使うんじゃないかと、自分で自ら足で稼いだ予測を立てられたらどうかと提言をいたしますけど。

そして、国が提言している、人材誘致と移住政策、そして企業誘致とかいろいろありますが、今、真剣に取り組んでおられますが、最終的には人材誘致だと思います。移住計画だと思います、企業誘致は。国がめざしていることと一緒にしたいと思います。そういう意味で、これ、まとめてですね、この中心にだれがなって進められるのかわかりませんが、出番が多いと限りますが、いっぺんだれかうまいこと言うてましたけど、職員代表でも何でもないですけど、管理者の最高トップの塚本理事、一応このあたりをお答え、深い深い、長い経験に基づいてご答弁をお願いしたいと思います。

○議長（上田順康君）理事。

○理事（塚本 基君）突然のご指名ですので、ちょっとたじろいでいるわけでございますけども、人口減少問題、いろいろ考え方もあると思います。話、長くなるんですけども、これも私の意見ではないんですけども、ただ、日本の人口が減少するということにつきましては、GDPはあれなんですけども、例えばこういうふうな話もあります。日本とフランスを比べますと、フランスのGDPは日本の3分の1ですけども、フランスが決して貧しいわけではないと。日本の3分の1の人口しかなかったフランスが、日本人よりも3分の1貧しいんかというところではないと。それから、それは人口減少になるがゆえに国民が貧しくなるというふうなことではないんですよ、というふうなことを書いた書物もござい

ます。

全体的に見て、日本側からするとそういうふうなことになっていこうかなということで、いろいろと問題視されるわけですけども、それを見ますとそうでもないかなというふうなことも考えられます。

ただ、何ていうんですか、経済に及ぼす影響という、大層なことを言うてるわけでもでもないんですけども、その及ぼす影響というのは、やっぱり労働者が生産する率、生産性が問われるのであって、人口が減少するというふうなことに問われるのではないんかというふうに思います。

本市になりますと、いわゆる人の移動、今、議員言われておりますように、人の移動等々というふうなことを言われてますけども、以前にも阪本議員のほうから、公的年金生活者としての住みよいまち、近畿10選に選ばれとるというふうなことを言われてました。企画のほうにもそういう書物があるんですけども、そういうふうなものを仮にターゲットとする。

それから、今、市長ずっと就任以来言われておる、その企業誘致も含めてでございますけども、本市におきましては、従来から住宅政策をとってきて、それに対するまだキャパシティが多々あるように思います。そこら辺を何とか付加価値をつけて、引っ張ってこれんかなというふうな施策も、答弁書の中にも書いてあるように見受けられますけども、そこら辺も含めて、例えば、行革の中で、行革の歳入の中で、ちょっと調べたことを言わせていただきますと、要するに、土地はあります。それから開発業者が宅地開発したところもあります。そやけども時代により遅れたと言ったら、またおしかりを受けるかもわかりませんが、ちょっと時代からずれた形で、今、住宅開発のされたキャパシティがようけあると。それを何とか引き込むための施策と

いるのが必要ではないかなというふうに思っております。

それで、ここにも、答弁書の中にも書かせていただいているように、電鉄会社とは限りませんが、ほかの大規模開発者にもお話をさせていただかなくてはならないと思っておりますけれども、要は、開発業者も人口を引っ張ってくるための付加価値をつける。例えば、電鉄にしますと、これも私案で、議場でこういうような話をしてええかどうかというの、ちょっと戸惑うわけですが、特急林間田園というのが出てるわけですが、それに3年間だったら3年間ただで乗せたりよと。ほんで大阪へ向けて行く人、役所はその分に対して、役所でとれるというふうなことを言いますと、これはまだ決まった話ではないんですけれども、固定資産税等々を何年間免除しますよと。住民税だけは払っていただきますというふうな、例えばですよ、例えばそういうふうなことを出して、それで市としての施策、それから開発業者としての施策をあわせた形であれば、これも期間限定にせんと効果がないということでしたら、また具合悪いというふうなこともありますので、やっぱりそういうふうな手を、歳入を確保するために打っていかないかの違うかなというふうに思っております。

それから、ある議員からも、いっぺん定借で考えたかどうかというふうな話も言われておりましたので、それも勉強させていただいております。いけるかどうかまだ不確定で、決まったわけではないんですけれども、行革の歳入の中に、ひとつ盛り込んでいたらなどというふうに思っておりますけれども、まだ市長に了解をいただいているわけでも何でもございませぬので、そこら辺で考えていければなどというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（上田順康君）33番 森安君。

○33番（森安欣吾君）非常に多くの示唆を含んだ答弁いただきまして、ありがとうございます。

今までの中で、行政が力があるというんですか、これから力がないというんじゃないんですけれども、うまいこといくのは、自治体の完結型はやめて、ビジネス創出型というんですか、やっぱり民間が参画して、本当にビジネスとして成り立つ事業をやっていかんことには、もう行政がやってしもうたら、もうそれっきりで、その年度終わったらもう終わりやと。これは、これからの地域には向かないと思います。ビジネス創出型の、このまちを、そして多くの人を、先ほど言われましたけれども、退職者が暮らしやすいということで、皆挙げてくれるので、それを宝にして、空いてる空き家をちゃんとつくって、それをビジネスとして、このパートナーとなってくれる人でも探して、また、この地域から出るんか出ないんかそれは別として、そういういろんな人に声をかけて、それがビジネスとして成り立つんかどうかと。この定着していくと。

そういう物事の考え方を、IT産業で、農協の上でやってますけど、それと一緒に、ほかの産業もビジネス創出型でやっぱりやっていかなだめやというふうに、国も指摘してるということは、もうお前のところでやれよということ言うてるんですよ。非常に厳しいです。ものすごい丁寧には説明してくれてますけど、自治体完結型はだめですよ。地方自治体でビジネス創出でやんなさいと。ということは、あと個人個人の努力にまちますよというような、こういう国全体が流れてきておりますので、これはやっぱり先駆けて、今言われたことを、もう一度何とか取り組んでいただきたいなど、そういうふうに思いますので、よろしく願いしときます。

それから、大きな3番目に入らせていただきます。

このことにつきましても、何点か売れて81件あって41件、24件、16件とってご披露いただきました。そして、2番目には評価制度確立後は市民共同でやると。これはいい方向性です。

もう一度、ちょっとわかりにくいところがありますので、いわゆる調整の実施時期を明確にしているもので、そして調整済みのものと未調整、分けていただきました。調整内容を新市において協議するという案件も、これは多いと思います。そのことについて、あまりお答えしていただけてないと思います。新市になってから、新市になってからということです。

そして、どの部分か触れませんが、ある部分で、橋本市がいわゆる外部に委託をしている。そのとき、旧橋本と高野口との賃金が違う。明らかにいったら賃金が違う。一件について何ぼというのが。これは、私はある意味から考えたら、行政はこれを早く改めんかったら、最低賃金制度から言うたら、その地域にあるものは、賃金最低でもこれだけ払うたってくださいよというのが、これが上部団体の指導でしょう。その法の趣旨に従いますと、同じ仕事をして同じ料金でない。片や高野口が高いのもあれば、橋本が安いのもある。橋本が高いのもあれば、高野口が安いのもある。これ、不公平になっております。ごくわずかの対象人数でしょうけども、こういう改めるべきものは、やっぱり早く改めていかんとあかんのやないかなと思います。

そういうものを、ちょっといろんな資料を提供していただけてますので、質問において調べさせていただきますと、その横に、21年3月までにちゃんとやりますと書いてあるんです。具体的なことで。21年3月というた

ら、何を根拠にして21年3月なの。だれが決めて、どうなった。合併協議会で決まりましたというのはわかりますよ。だけど、そのもとはだれが発案したんですか。21年3月とは何をもって、そんな悠長なこと言うてられへんでしょう。先ほどからシミュレーションしたら赤字が出るようなところで、21年3月に改めますと。その整合性がないんです。

ですから、個々の案件で、そないになぜ21年3月という根拠にしたのか。ここら辺をちょっとお伺いしておきたいんです。なぜ21年3月にしたんか。それは基本的な甘さやと思いますよ。借金して追いまくられて、簡単に決まることを先延ばししてするというのは、やっぱり厳しさが足らぬと思いますわ。いろんなどころへ出てくるんですよ、21年3月は。一部分だけと違うんです。ほとんど21年3月。

だから、そんな悠長なあれやったら、来年、財政再建団体入るの、もうこんな非常に暴論ですけど、何もシミュレーションも何もせんと、なったらなつたときやと。そんなふうにしかな聞こえんのですわ。型どおりには3つも考えてますよということは、先ほどの論議で言われておるんですわ。こんなふうを考えてますよと。予算を基準にして考えてますよと。いろんなことをおっしゃってるんでね。いわゆる集中改革プランができんとできまへんと。こんな、そやけどな。こんなことできんでも、せなあかんこと、片付けられることようけあると思うんですわ。非常に簡単なことで。

それから取り組みの姿勢です。もう一つ、ついでに言うておきます。これ、ある学校です。どこの学校と言うときません。10時過ぎてもまだ体育館に灯がついておったと。ほなそれで聞いて、だれやらが電話したら、いやそれはどやろ、貸した人がどやつた。もう橋本市、市役所で一日、昼間電気消しとって、

それを夜中の11時近くまでつけられたら、1カ月の節電がばあになりますわ。だから、みんな勝手ですわ。税金取りに来るさかい、徴収率のどうのこうの上げる言うて、そんなん見て不満覚えたら、納税せんでええんですかいうて言われたらどうします。みんながやっぱり真剣になって、お互いの金を、私も議員にならしてもうて歳費いただいて、それに応分の所得税、そして応分の市民税払ってますけど、そんな膨大な市民税払ってません。そんなびっくりするような税金払ってません。応分の負担です。ごくわずかな負担です。もらってる金額からしたら。その寄せ集めが市民税の集積なんです。これはやっぱり大事にせんとあかんと思います。私は何百万円も払ってません。みんなも、この議場におる人も、職員の方もそうだと思います。その寄せ集めの金をみんな大事にするのに、使うとき大事にせんとあかんと思います。

市民の方もなおさらのことやと思います。この気持ちを考えた上で、やっぱりご答弁をいただきたい。何でこんな中途半端な説明がつく日にちであるんかどうかと。最低賃金制度のあれからしたら、同じ仕事をして料金が違うというのを、行政が自ら認めるようなことは、最低賃金制度の趣旨からしてもおかしいやないかと、そういうふうに思いますので、明確なるご答弁をよろしくお願いを申し上げます。

○議長（上田順康君）理事。

○理事（塚本 基君）一々ごもつともでございます。21年3月というのは割と多いんです。それは水道でもそうですし、下水道の料金でもそういうような形になっております。

水道関係で言いますと、水源地も違う片一方の企業会計と片一方の企業会計が一緒になって、即にかんというふうな場合のことにつきましては、厚生労働省、3年をめどに調

整してやりなさいというふうなこともあって、合併後、3年後の21年の3月というふうなことで、それまでに調整していこうかというふうなことで進めておるのが、議員言われる部分かなというふうに思っております。

電気代の話も出ましたですけども、そのとおりかというふうに思いますので、答弁書にも書かせていただいておりますように、1年でも早く、調整できるものは調整していくというふうな方向で、努めてやっていきますので、ご理解のほど、よろしくお願ひしたいと思ひます。

○議長（上田順康君）33番 森安君、3時22分まで持ち時間ありますので、もう簡潔に。

33番 森安君。

○33番（森安欣吾君）そしたら、いわゆるそれは、何人かの議員の指摘されておりましたけれども、今、簡単に、インターネット開きますと、財政比較分析表なるものが類似団体でちゃんと見えます。橋本市も見えます。この中で、公表されている中で、今言われてましたけど、上部団体が言われておったのを、言うてみたら、うちのよりええとこが早うして、そこよりも悪いとこが、もう3年間待つてするいうて、そんなもんまじめに守らんと、早いことやったらどうですかというのが、私はその意見なんですわ。ずっとこの表見てみて、うちが決して優等生じゃないんですわ、言うほど。ですから、合併して即取り組んでるところもあるんですわ。ですからそこら辺は早急に、やっぱり集中改革プランをつくるんであれば、その前向きな姿勢があれば、改めれるところは早く改めると。それほど障害があるようにも思いません。逆に、これを長引かすということは、逆に障害が増えます。

新市になって、新しい市長を迎えたんです。今を吉祥にせずしていつするんかと。これは市長の、先ほども触れましたけど、包括代表

権なる絶大な権限を持たれている市長に、もう一度お伺いをいたします。この残された部分、どうされるんかということだけお願いいたします。早くできるものはやっぱり早くすべきだと思うんです。あとはまあ、傾げるほどのことはないと思うんですよ、市長。ご答弁よろしくをお願いします。

○議長（上田順康君）市長。あと2分ですので簡潔に。

〔市長（木下善之君）登壇〕

○市長（木下善之君）森安議員の再々質問にお答えを申し上げたいと思いますが、いろいろと多くのご意見をちょうだいいたしまして、本当に私としてもうれしく思っております。まず、やるべきこと、急ぐべきこと、それを十分見きわめて、職員も襟を正して、ひとつ市政発展のために、精いっぱい汗をかいていくようにお約束をしまいたいと思います。以上でございます。

○議長（上田順康君）これをもって、33番 森安君の一般質問は終わりました。